

第4次地震防災緊急事業五箇年計画
(平成23～27年度)

鳥 取 県

目 次

(ページ)

第1 総括編

1	目的	1
2	想定される地震災害	1
3	地震防災対策の実施に関する目標	2
4	計画項目及び事業量・事業費（地震防災緊急事業五箇年計画総括表）	3

第2 施設別編

3号	消防用施設	4
4号	消防活動用道路	10
5-1号	緊急輸送道路	11
5-2号	緊急輸送交通管制施設	15
8号	社会福祉施設	17
9-1号	公立小中学校（校舎）	18
9-2号	公立小中学校（屋内運動場）	20
11号	不特定かつ多数の者が出入りする特定建造物	22
13-1号	砂防設備等	23
13-2号	保安施設	24
13-3号	地すべり防止施設	25
13-4号	急傾斜地崩壊防止施設	26
13-5号	ため池	27
14号	地域防災拠点施設	28
15号	防災行政無線	30
16号	水・自家発電設備等	32
17号	備蓄倉庫	34

鳥取県地震防災緊急事業五箇年計画

第1 総括編

1 目的

本県域は、過去には県東部で鳥取地震（昭和18年、M=7.2）、県西部で鳥取県西部地震（平成12年、M=7.3）が発生し、甚大な被害を受けるとともに、県中部でも昭和58年に地震（M=6.2）が発生するなど、今後も地震による被害発生危険性が高い地域である。

このため、平成13年度から第2次及び第3次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策上、緊急性の高い箇所・施設について整備を行ってきた。

また、平成22年12月に策定した「鳥取県震災対策アクションプラン」において具体的な減災目標、計画期間等を設定し、今後より一層の地震対策の推進を図ることとしている。

今回、第2次及び第3次地震防災緊急事業五箇年計画の事業未達成部分を含め、再度、地震防災上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、新たな地震防災緊急事業五箇年計画の策定を行うことにより、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性の向上に努めるものである。

2 想定される地震災害

（1）想定される地震災害の位置付け

本県においては、平成17年3月の地震防災調査研究報告書により被害想定をとりまとめ、その後平成22年12月に「鳥取県震災対策アクションプラン」策定に併せて被害想定の一部見直しを行っている。その結果、想定される地震災害は次のとおりであり、これらの被害想定結果は県地域防災計画に位置付けている。

また、平成23年7月に設置した「鳥取県津波対策検討委員会」において、津波浸水予測の見直しを行い、平成23年12月に暫定の浸水予測結果を公表した。

- ア 鹿野・吉岡断層による地震（M7.2 最大震度7）
- イ 倉吉南方の推定断層による地震（M7.2 最大震度6強）
- ウ 鳥取県西部地震断層による地震（M7.3 最大震度7）

（2）想定される地震災害の概要

本県において想定される地震災害の概要は、次のとおりである。

ア 建物被害等

（ア）想定した鹿野・吉岡断層による地震では、震源に近い県東部の鳥取市で大半が震度5強から6弱となり、一部で震度6強から7も見られる。これらの地域は、県内において人口密度が高い地域であり、老朽木造住宅が密集した地区も多数存在していることから、多数の倒壊家屋及び負傷者の発生が想定されている。倉吉南方推定断層、西部地震断層においても、広範囲で震度5強から6の揺れが見られ、多数の建物倒壊等が想定されている。

（イ）また、延焼火災による被害も予測され、鹿野・吉岡断層による地震が冬の18時に発生した場合、4,441棟が焼失する想定となっている。

イ 土砂災害等

（ア）本県は山間部が多く、それぞれの地震に伴う土砂災害の発生の危険度が高い斜面は、震源に近い平野と山地の境界に分布しており、それらの周辺に宅地化の進行している箇所が見られる。これらの箇所については、砂防施設や地すべり防止施設等の整備が十分ではなく、多数の住宅が被災する可能性がある。

（イ）また、これらの土砂災害により、山間部の幹線道路の寸断や孤立集落の発生等が懸念されている。

ウ 液状化被害

（ア）鹿野・吉岡断層による地震では、鳥取市の平野部がほとんどP L値（液状化の危険度を表す値をいう。以下同じ。）15以上の「液状化危険度が極めて高い」地域となり、多数の住宅被害やライフライン被害の発生が予想される。

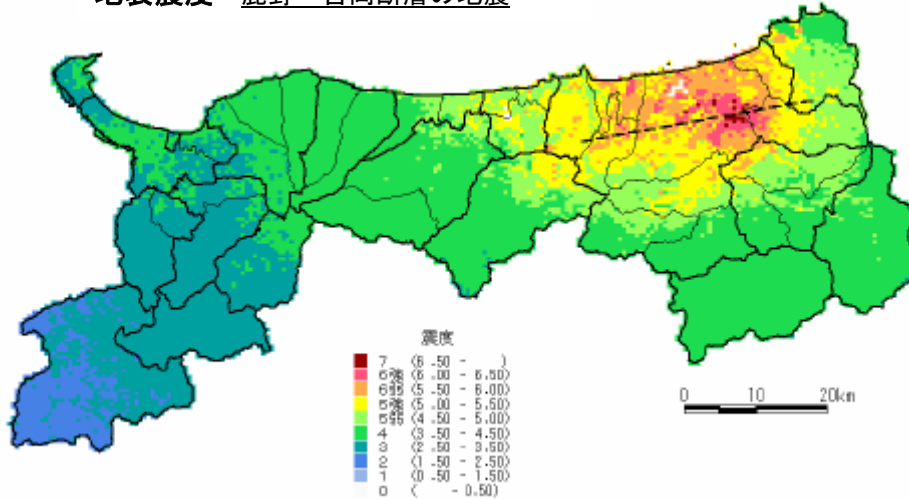
（イ）鳥取県西部地震断層による地震では、県西部の平野部、特に米子市の埋立地でP L値15以上の地域が分布する。

エ 津波被害

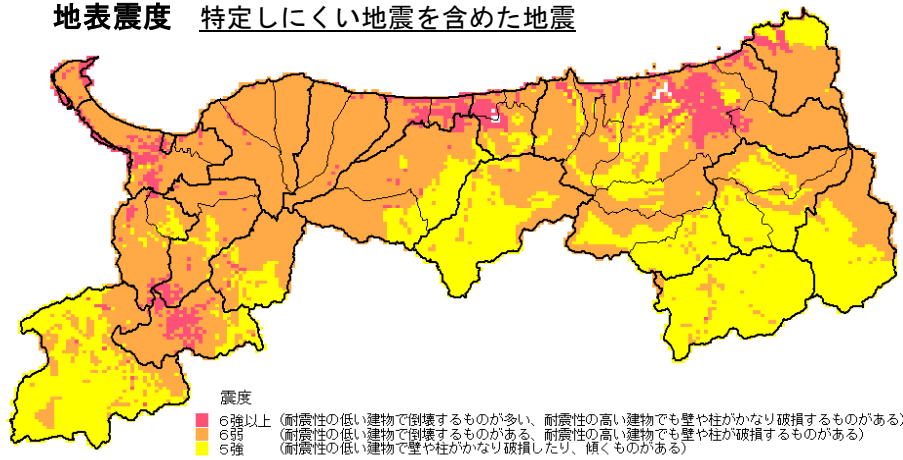
- (ア) 鳥取県では、過去に 1983 年の日本海中部地震や 1993 年の北海道南西沖地震等で最大波高 1.2～1.4メートル程度の津波が来襲しており、船舶被害等が発生している。
- (イ) 鳥取県津波対策検討委員会で検討した、鳥取沖東部断層 (Mw 7.3)、鳥取沖西部断層 (Mw 7.05)、佐渡島北方沖 (Mw 8.16) の地震について本県の津波浸水想定を行ったところ、沿岸に最短で 5 分で津波が到達し、最大約 7メートル程度の津波発生が予測され、浸水面積約 18 km²が想定されている。また、県内の中小河川で津波遡上による浸水が想定されている。

参考図

地表震度 鹿野・吉岡断層の地震



地表震度 特定しにくい地震を含めた地震



(3) 計画対象区域

県内で地震が発生した場合に影響の大きい断層を設定し、詳細な被害想定を行っているが、発生の可能性がある断層以外の「特定しにくい地震」が県内全域で発生する懸念があり、県内どこでも震度 5 強以上の地震動が発生する可能性があることから、人的及び物的被害の発生防止及び被害軽減の計画対象地域は県土全域とする。

3 地震防災対策の実施に関する目標

地震防災対策特別措置法に基づき、平成 22 年 12 月に減災目標、計画期間等を定めた「鳥取県震災対策アクションプラン」を策定し、これらの目標等を地域防災計画に位置づけている。

減災目標：人的被害（死者数）80%以上減、経済被害（直接被害額）40%以上減

計画期間：平成 23 年度～32 年度（10 年間）

取組施策：建築物の耐震化、土砂災害防止対策 等 55 項目の施策を実施

4. 計画項目及び事業量・事業費（地震防災緊急事業五箇年計画総括表）

事業項目		事業量		事業費 (百万円)
1号	避難地	h a	箇所	
2号	避難路	k m	箇所	
3号	消防用施設	200 箇所		8,226
4号	消防活動用道路	0.6 k m	3 箇所	3,865
5号	緊急輸送道路等			
	5-1号 緊急輸送道路	21.97 k m	90 箇所	16,282
	5-2号 緊急輸送交通管制施設	41 箇所		193
	5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所		
	5-4号 緊急輸送港湾施設	箇所	バース	
	5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース	
6号	共同溝等	k m	箇所	
7号	医療機関	施設		
8号	社会福祉施設	7 施設		2,565
8の2号	公立幼稚園	棟	学校	
9号	公立小中学校等			
	9-1号 校舎	186 棟	87 学校	20,588
	9-2号 屋内運動場	30 棟	30 学校	2,970
	9-3号 寄宿舎	棟	学校	
10号	公立特別支援学校			
	10-1号 校舎	棟	学校	
	10-2号 屋内運動場	棟	学校	
	10-3号 寄宿舎	棟	学校	
11号	公的建造物	39 施設		15,298
12号	海岸・河川			
	12-1号 海岸保全施設	箇所	m ^{※1}	
	12-2号 河川管理施設	箇所	m ^{※1}	
13号	砂防設備等			
	13-1号 砂防設備	181 箇所		15,847
	13-2号 保安施設	15 箇所		1,540
	13-3号 地すべり防止施設	3 箇所		266
	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	38 箇所		4,048
	13-5号 ため池	13 箇所		1,219
14号	地域防災拠点施設	3 施設		705
15号	防災行政無線	8 箇所		4,087
16号	水・自家発電設備等	19 箇所		664
17号	備蓄倉庫	1 箇所		8
18号	応急救護設備等	基		
19号	老朽住宅密集対策	h a	箇所	
合計				98,371

【施設別編】

3号 消防用施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

消防力の整備指針及び消防水利の基準の充足に向けて消防車両、資機材及び消防施設の整備を図る。特に地震などの災害発生時の円滑な災害対応を図るため、耐震性の強い施設を整備する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

(1) 消防水利（防火水槽）

現在、県内における消防水利充足率（87.2%）を、防火水槽の新設により充足率の向上を図る。特に地震発生時における、水利の安定的な確保を図るため、耐震性防火水槽の整備を推進する。

(2) 消防車両

「消防力の整備指針」に基づく救助工作車、救助資機材及び特殊災害対応資機材の整備を図るとともに、消防ポンプ自動車（水槽付消防ポンプ自動車含む）、化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車及び高規格救急車の更新を図る。

(3) 消防救急デジタル無線

消防救急無線設備のデジタル化を受け、鳥取中部ふるさと広域連合消防局管内の消防救急無線のデジタル化を計る。

(4) その他

市町村等の地域の実状に合った消防用施設の充実を図るため、消防団拠点施設等整備、コミュニティ防災事業等を実施する。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
防火水槽	3 か所 (18)	3 か所 (18)	3 か所 (18)	2 か所 (12)	3 か所 (18)	14 か所 (84)
消防ポンプ自動車	8 か所 (206)	6 か所 (139)	9 か所 (202)	8 か所 (191)	8 か所 (177)	39 か所 (915)
水槽付消防ポンプ 自動車	3 か所 (115)					3 か所 (115)
小型動力ポンプ付 積載車		1 か所 (8)		1 か所 (8)		2 か所 (16)
はしご付消防ポン プ自動車		1 か所 (223)				1 か所 (223)
消防緊急通信指令 施設		1 か所 (396)				1 か所 (396)
災害対応特殊消防 ポンプ自動車		2 か所 (60)		2 か所 (61)	3 か所 (92)	7 か所 (213)
災害対応特殊化学 消防ポンプ自動車		1 か所 (55)	1 か所 (82)			2 か所 (137)
災害対応特殊屈折 はしご付消防ポン プ自動車	1 か所 (70)					1 か所 (70)
耐震性貯水槽 (40 t 型)	2 か所 (11)	7 か所 (42)	6 か所 (35)	4 か所 (25)	2 か所 (12)	21 か所 (125)
耐震性貯水槽 (60 t 型)	1 か所 (14)	1 か所 (14)	1 か所 (14)	1 か所 (14)	1 か所 (14)	5 か所 (70)
消防団拠点施設等 整備事業	1 か所 (10)	1 か所 (24)	2 か所 (39)	1 か所 (24)	2 か所 (38)	7 か所 (135)
消防救急デジタル 無線設備		1 か所 (1,997)				1 か所 (1,997)
災害対応特殊救急 自動車・高度救命 処置用資機材	2 か所 (53)	2 か所 (62)	3 か所 (86)	3 か所 (92)	3 か所 (92)	13 か所 (385)
支援車				1 か所 (58)		1 か所 (58)
援助隊用支援資機 材等				1 か所 (6)		1 か所 (6)
救助工作車		1 か所 (130)	1 か所 (150)			2 か所 (280)

テロ対策用特殊救助資機材			1 か所 (7)			1 か所 (7)
ポンプ積載車	2 か所 (16)	2 か所 (16)	1 か所 (8)	1 か所 (8)	1 か所 (8)	7 か所 (56)
小型動力ポンプ	6 か所 (9)	14 か所 (25)	6 か所 (9)	10 か所 (17)	7 か所 (11)	43 か所 (71)
消火栓	3 か所 (3)	3 か所 (3)	3 か所 (2)	3 か所 (2)	3 か所 (2)	15 か所 (12)
高機能指令センター 総合整備事業		1 か所 (730)	1 か所 (307)	1 か所 (700)		3 か所 (1,737)
デジタル無線実施設計	1 か所 (40)		1 か所 (1,052)			2 か所 (1,092)
指揮車			2 か所 (6)	2 か所 (7)	1 か所 (3)	5 か所 (16)
広報・連絡車			1 か所 (4)	1 か所 (3)	1 か所 (3)	3 か所 (10)
概算事業費 (百万円)	565	3,942	2,021	1,228	470	8,226

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管 省庁	実施目標 との関係
鳥取市	消防用施設	消防団拠点施設 5 棟	106	H23～H27	消防庁	
〃	消防用施設	防火水槽 7 基	42	H23～H27	消防庁	
〃	消防用施設	消防ポンプ自動車 5 台	93	H23～H27	消防庁	
計		17 か所	241			
米子市	防災基盤整備事業 (単独)	耐震性貯水槽 5 か所	70	H24～27	消防庁	
〃	防災基盤整備事業 (単独)	消防ポンプ自動車 6 台	120	H24～27	消防庁	
〃	防災基盤整備事業 (単独)	消防団拠点施設 2 か所	29	H24～27	消防庁	
計		13 か所	219			
倉吉市	防災基盤整備事業	消防水利 15 基	12	H23～27	消防庁	
〃	消防防災施設整備 費補助事業	耐震性貯水槽 5 基	30	H24～27	消防庁	
〃	防災基盤整備事業	消防ポンプ積載車 7 台	56	H23～27	消防庁	

〃	防災基盤整備事業	消防ポンプ自動車 3 台	60	H25～27	消防庁	
〃	防災基盤整備事業	小型動力消防ポンプ 20 台	30	H23～27	消防庁	
計		50 か所	188			
八頭町	消防防災施設整備 費補助事業	防火水槽 2 か所	12	H25. H27	消防庁	
〃	消防防災施設整備 費補助事業	消防ポンプ自動車 2 か 所	38	H25. H26	消防庁	
〃	小型ポンプ購入事 業	小型動力ポンプ 10 か所	15	H23～27	消防庁	
計		14 か所	65			
三朝町	消防施設整備事業	消防ポンプ自動車 2 台	50	H23～27	消防庁	
〃	消防施設整備事業	小型動力ポンプ付積載 車 2 台	16	H24～27	消防庁	
〃	消防施設整備事業	小型動力ポンプ 13 台	26	H24～27	消防庁	
〃	消防施設整備事業	防火水槽 5 か所	30	H23～27	消防庁	
計		22 か所	122			
北栄町	消防用施設	消防ポンプ自動車 2 台	41	H25～H27	消防庁	
計		2 か所	41			
大山町	消防防災施設整備 事業（町）	4 台	80	H24～27	消防庁	
計		4 か所	80			
南部町	消防用施設	消防ポンプ自動車 1 台	20	H24	消防庁	
〃	消防防災施設整備 費補助事業	耐震性貯水槽 8 基	48	H24～27	消防庁	
計		9 か所	68			
日野町	消防防災施設整備 費補助	耐震性貯水槽 6 か所	35	H23～26	消防庁	
計		6 か所	35			
伯耆町	消防防災施設整備 費補助事業	耐震性貯水槽 2 基	12	H24	消防庁	
〃	防災基盤整備事業 （単独）	消防ポンプ 自動車 2 台	44	H23～25	消防庁	
計		4 か所	56			
鳥取県東部広域 行政管理組合	緊急消防援助隊設 備整備補助金	10 か所	2,308	H24～27	消防庁	
〃	消防防災施設整備 費補助金	1 か所	730	H24	消防庁	

〃	消防救急デジタル無線実施設計	1 か所	40	H23	消防庁	
〃	消防用車両・資機材整備	10 か所	520	H23～27	消防庁	
計		22 か所	3,598			
鳥取県西部広域行政管理組合	施設整備事業 (単独)	災害対応特殊消防ポンプ自動車 6 か所	180	H23～26	消防庁	
〃	緊急消防援助隊設備整備費補助事業	災害対応特殊消防ポンプ自動車 5 か所	150	H24～27	消防庁	
〃	緊急消防援助隊設備整備費補助事業	災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車 1 か所	70	H23	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 1 か所	55	H24	消防庁	
〃	緊急消防援助隊設備整備費補助事業	救助工作車 1 か所	150	H25	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	災害対応特殊救急自動車 3 か所	90	H25～27	消防庁	
〃	緊急消防援助隊設備整備費補助事業	災害対応特殊救急自動車 2 か所	60	H26～27	消防庁	
〃	消防指令センター総合整備事業	1 か所	700	H26～27	消防庁	
計		20 か所	1455			
中部ふるさと広域連合	施設整備事業 (単独)	消防ポンプ自動車 1 か所	31	H23	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	高規格救急自動車・高度救命処置用資機材 1 か所	25	H23	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	救助工作車 救助用資機材 1 か所	130	H24	消防庁	
〃	消防防災施設整備費補助	消防緊急通信指令装置 1 か所	396	H24	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	指揮車 2 か所	6	H25	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	連絡車 1 か所	4	H25	消防庁	
〃	緊急消防援助隊設備整備費補助	高規格救急自動車・高度救命処置用資機材 1 か所	25	H25	消防庁	

〃	施設整備事業 (単独)	指揮車 2 か所	7	H26	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	消防ポンプ自動車 1 か所	33	H26	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	広報車 1 か所	3	H26	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	指揮車 1 か所	3	H27	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	消防ポンプ自動車 1 か所	33	H27	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	広報車 1 か所	3	H27	消防庁	
〃	施設整備事業 (単独)	消防救急無線デジタル 化	1,052	H25~26	消防庁	
〃	高機能指令センタ ー総合整備事業	1 か所	307	H25~26	消防庁	
計		17 か所	2,058			
合計		200 か所	8,226			

4. 備考

--

【施設別編】

4号 消防活動用道路

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

鳥取市では、密集市街地において、幅員6.0m未満の道路が数多くあり、これらの地域では、防災上の不安を抱えている。未整備である都市計画道路整備を進めることは、市民に対して安全で快適な道路を提供するとともに、消防活動困難区域の解消を図ることになる。

2. 五箇年計画への計上の考え方

道路が未整備であるため、消防活動が困難な区域の街路整備を推進することにより、防災上危険な市街地の解消を推進する。

現在鳥取県の都市計画道路のうち幅員6メートル以上の幹線街路（自動車専用道を除く）の全延長距離は462.98km、計画幅員が確保され舗装され、舗装されている箇所の整備済み距離は362.05kmであり、都市計画道路の整備率は78.2%となっている。道路が未整備のため消防活動が困難な区域の街路整備を推進することにより、防災上危険な市街地の解消を進める。幅員6m以上の幹線街路の整備率は78.7%であり、本五箇年計画により、0.61km整備予定である。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
消防活動用道路	0.06km 3か所 (335)	0.15km (800)	(790)	0.4km (1,190)	(750)	0.61km 3か所 (3,865)
概算事業費 (百万円)	335	800	790	1,190	750	3,865

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取県 (鳥取市)	街路事業	0.40km 1か所	2,291	H23~H26	国土交通省	
鳥取県 (米子市)	街路事業	0km 1か所	1,540	H24~H28	国土交通省	
鳥取市 (鳥取市)	街路事業	0.21km 1か所	34	H23~H27	国土交通省	
計		0.61km 3か所	3,865			

4. 備考

5-1号 緊急輸送道路

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県の緊急輸送道路は、県庁及び主要都市の鳥取市・倉吉市・米子市、重要港湾の鳥取港・境港並びに鳥取空港・米子空港を結ぶ路線を第1次緊急輸送道路とし、第1次緊急輸送道路と各市町村役場及び主要な防災拠点（行政機関、公共機関、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を結ぶ路線を第2次緊急輸送道路とし、第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路の代替機能を有する道路を第3次緊急輸送道路と位置付けている。

これをもとに、平成23年度までの第3次地震防災緊急事業五箇年計画において改良率を向上させ、緊急輸送道路の確保に努めてきたところである。本五箇年計画内においても、引き続き整備を推進していく。

2. 五箇年計画への計上の考え方

本五箇年計画では、緊急輸送道路ネットワーク上で未改良のため狭あいとなっている箇所について、上記目標を達成するよう選定している。

平成22年度末における事業別緊急輸送道路整備率は、道路防災対策が65.6%（99/151箇所実施済）である。また、緊急輸送道路上の橋梁震災対策は、84.7%（国道：134/160橋梁、県道：113/126橋梁、農道：7/14橋梁）であり、今後は道路防災と橋梁震災対策を合わせて96箇所の整備が必要である。

本五箇年計画では、道路改良12箇所（国道：4箇所、県道：8箇所）、道路補修（防震災等事業）74箇所（うち道路防災対策30箇所（国道：23箇所、県道：7箇所）、橋梁震災対策事業44橋梁（国道：24箇所、県道：13箇所、農道：7箇所））を計画計上している。

これにより、本計画終了時における事業別緊急輸送道路整備率は、道路防災対策が86.5%（154/178箇所整備完了）、橋梁震災対策が99.3%（国道：158/160橋梁整備完了、県道：126/126橋梁完了、農道：14/14橋梁完了）に向上する見込みである。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
橋梁補修事業 (道路)	0.29km 37 箇所 (590)	1.05km → (1,641)	1.73km (1,527)	0.42km → (420)		3.49km 37 箇所 (4,178)
橋梁補修事業 (農道)	0.05km 7 箇所 (82)	0.39km → (270)				0.44km 7 箇所 (352)
災害防除事業	0.53km 15 箇所 (141)	0.45km 24 箇所 (161)	0.86km (194)	0.30km (91)	0.11km → (10)	2.25km 24 箇所 (597)
雪寒地域道路事業	0km 5 箇所 (170)	2.50km 6 箇所 (505)	0.15km (365)	2.85km → (250)		5.50km 6 箇所 (1,290)
道路改良事業 (交付金)	1.67km 9 箇所 (2,348)	2.62km 12 箇所 (3,111)	3.57km (2,040)	0.47km (591)	0.2km → (48)	8.53km 12 箇所 (8,138)
街路事業	0.15km 4 箇所 (1,057)	1.44km → (430)	0.17km (240)			1.76km 4 箇所 (1,727)
概算事業費 (百万円)	2.69km 77 箇所 (4,388)	8.45km 90 箇所 (6,118)	6.48km (4,366)	4.04km (1,352)	0.31km (58)	21.97km 90 箇所 (16,282)

※ () 内の数値は概算事業費 (百万円) を示す。

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関 係
鳥取県 (鳥取市)	橋梁補修事業	0.70Km 8か所	316	H23～H25	国土交通省	
鳥取県 (岩美町)	橋梁補修事業	0.12km 2か所	135	H23～H24	国土交通省	
鳥取県 (八頭町)	橋梁補修事業	0.15km 4か所	20	H23～H24	国土交通省	
鳥取県 (智頭町)	橋梁補修事業	0.14km 5か所	44	H23～H25	国土交通省	
鳥取県 (三朝町)	橋梁補修事業	0.06km 1か所	20	H24～H25	国土交通省	
鳥取県 (倉吉市)	橋梁補修事業	0.46km 4か所	280	H23～H25	国土交通省	
鳥取県 (湯梨浜町)	橋梁補修事業	0.12Km 2か所	210	H23～H25	国土交通省	
鳥取県 (琴浦町)	橋梁補修事業	0.16km 2か所	112	H23～H24	農林水産省	
鳥取県 (米子市)	橋梁補修事業	0.03km 1か所	14	H23～H24	農林水産省	
鳥取県 (南部町)	橋梁補修事業	0.26km 3か所	705	H23～H27	国土交通省	
鳥取県 (大山町)	橋梁補修事業	0.25km 4か所	226	H23～H24	農林水産省	
鳥取県 (境港市)	橋梁補修事業	1.13km 2か所	2,286	H23～H26	国土交通省	
鳥取県 (伯耆町)	橋梁補修事業	0.16km 1か所	74	H23～H24	国土交通省	
鳥取県 (日南町)	橋梁補修事業	0.02km 2か所	27	H23～H25	国土交通省	
鳥取県 (日野町)	橋梁補修事業	0.17km 3か所	61	H24～H25	国土交通省	
鳥取県 (鳥取市)	災害防除事業	0.21km 2か所	25	H24～H25	国土交通省	
鳥取県 (八頭町)	災害防除事業	0.14km 1か所	23	H24～H27	国土交通省	
鳥取県 (智頭町)	災害防除事業	0.13km 2か所	22	H24～H27	国土交通省	
鳥取県 (三朝町)	災害防除事業	0.19km 3か所	72	H23～H25	国土交通省	
鳥取県 (倉吉市)	災害防除事業	0.30km 1か所	150	H24～H26	国土交通省	
鳥取県 (南部町)	災害防除事業	0.03km 1か所	7	H23	国土交通省	
鳥取県 (日南町)	災害防除事業	0.2km 1か所	25	H23～H24	国土交通省	

鳥取県 (江府町)	災害防除事業	0.11km 3か所	50	H23～H25	国土交通省	
鳥取県 (日野町)	災害防除事業	0.94km 10か所	223	H23～H26	国土交通省	
鳥取県 (鳥取市)	雪寒地域道路事業	0.15km 1か所	50	H24～H25	国土交通省	
鳥取県 (岩美町)	雪寒地域道路事業	0.5km 1か所	230	H23～H24	国土交通省	
鳥取県 (三朝町)	雪寒地域道路事業	2.5km 1か所	200	H24～H25	国土交通省	
鳥取県 (伯耆町)	雪寒地域道路事業	1.8km 1か所	170	H23～H24	国土交通省	
鳥取県 (日野町)	雪寒地域道路事業	0.35km 1か所	620	H23～H26	国土交通省	
鳥取県 (江府町)	雪寒地域道路事業	0.20km 1か所	20	H24	国土交通省	
鳥取県 (鳥取市)	道路改良 (交付金)	1.3km 1か所	270	H23～H25	国土交通省	
鳥取県 (岩美町)	道路改良 (交付金)	0.3km 1か所	804	H24～H25	国土交通省	
鳥取県 (三朝町)	道路改良 (交付金)	1.14km 2か所	1,214	H23～H27	国土交通省	
鳥取県 (倉吉市)	道路改良 (交付金)	0.26km 1か所	122	H23～H24	国土交通省	
鳥取県 (米子市)	道路改良 (交付金)	1.62km 2か所	495	H23～H26	国土交通省	
鳥取県 (南部町)	道路改良 (交付金)	1.78km 2か所	1,760	H23～H25	国土交通省	
鳥取県 (伯耆町)	道路改良 (交付金)	1.17km 1箇所	2,298	H23～H25	国土交通省	
鳥取県 (日南町)	道路改良 (交付金)	0.76km 1か所	1,075	H23～H26	国土交通省	
鳥取県 (江府町)	道路改良 (交付金)	0.2km 1か所	100	H24～H25	国土交通省	
鳥取県 (鳥取市)	街路事業	0.30km 2か所	260	H23～H24	国土交通省	
鳥取県 (米子市)	街路事業	1.46km 2か所	1,467	H23～H25	国土交通省	
計		21.97km 90箇所	16,282			

4. 備考

--

【施設別編】

5-2号 緊急輸送交通管制施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震災害の発生時に、緊急輸送路（防災幹線道路）上の交通規制、迂回路誘導等を適切に行うため、交通状況をリアルタイムに把握する手段として交通監視カメラの設置、交通情報を伝達する手段として交通情報板等の設置、災害時の大規模停電により信号機が滅灯することによる交通の混乱を防止するため信号機電源付加装置（自動起動型）の設置、また、緊急輸送路上の交通量の多い主要交差点や交通管制センター集中制御エリア内に新設された信号機を集中制御化し、信号周期等を直接介入できるよう整備するものである。

2. 五箇年計画への計上の考え方

ア 交通監視カメラ

22年度末現在、鳥取市内の4交差点、米子市内の3交差点に交通監視カメラを設置しているが、さらに緊急輸送路上において25箇所の交通監視カメラが必要と考えている。

5箇年計画では、その内、鳥取市及び米子市内で交通量の多い主要幹線道路上で緊急性の高い4箇所について設置を計画している。

イ 交通情報板

現在、県下管制センター制御エリアにおいて、18基の交通情報板を設置しているが、緊急輸送路の分岐や迂回誘導の観点から、5箇年計画でさらに2基の交通情報板の設置を計画している。

ウ 信号機電源付加装置

現在、県下の緊急輸送路上には、341箇所の交差点信号機（押ボタン式、一灯式を除く）があり、これらの内、41箇所に信号機電源付加装置（自動起動型）を設置しているが、さらに40箇所の交差点信号機においても整備を図っていく必要がある。

5箇年計画では、これらの内、第1次ルート上で主要な交差点15箇所について、整備を計画している。

エ 交通管制エリアの拡大（集中制御化）

現在、交通管制センターで直接制御をしている信号機は388基である。

緊急輸送路上で交通量の多い主要交差点及び管制センターの制御エリア内に新設した交差点信号機の集中制御化を行い、緊急輸送路の交通を優先するなど信号制御を直接行えるよう整備するもので、5箇年計画期間中に10基の整備を計画している。

オ 情報収集提供装置（光ビーコン）

情報収集提供装置（光ビーコン）は、光（赤外線）によって装置の下を通過した車両のVICS対応のカーナビゲーションシステムに対し、進行方向の情報（旅行時間、渋滞情報、事故情報等）を文字表示と図形、音声により提供する装置であり、県内の45交差点（91方路）において交通情報の提供を行っているが、5箇年計画でさらに6交差点（10方路）において設置を計画している。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
交通安全施設等整備事業	11 か所	5 か所	9 か所	12 か所	4 か所	41 か所
概算事業費 (百万円)	62	18	32	66	15	193

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取県 公安委員会	交通安全施設等 整備事業	41 か所	193	H23~27	警察庁	—
計		41 か所	193			

4. 備考

--

【施設別編】

8号 社会福祉施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

昭和56年の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）改正以前に建設（建築後30年以上が経過）された社会福祉施設のうち、特に耐震化整備が必要と思われるものを整備する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

市町村立施設について、耐震化整備計画を作成している老朽化施設の耐震化整備であって、民間老朽社会福祉施設及び老朽民間児童福祉施設等の整備対象施設要件に合致するものを計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
保育所		1施設 (433)	2施設 (712)	3施設 (1,065)	1施設 (355)	7施設 (2,565)
概算事業費 (百万円)		433	712	1,065	355	2,565

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取市	大正保育園改築事業	1施設	433	H24	厚生労働省	—
鳥取市	白兔保育園新築工事	1施設	357	H25	厚生労働省	—
鳥取市	美和保育園新築工事	1施設	355	H25	厚生労働省	—
鳥取市	津ノ井保育園新築工事	1施設	355	H26	厚生労働省	—
鳥取市	富桑保育園新築工事	1施設	355	H26	厚生労働省	—
鳥取市	賀露保育園新築工事	1施設	355	H26	厚生労働省	—
鳥取市	美保保育園新築工事	1施設	355	H27	厚生労働省	—
計		7施設	2,565			

4. 備考

--

【施設別編】

9号—1 公立小中学校等（校舎）

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強及び改築の必要な学校を早期に整備する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

耐震診断の結果により、学校ごとに優先度をつけて順次、耐震補強及び改築を実施する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
鳥取市	3 校 8 棟 (1,918)	8 校 19 棟 (2,189)	6 校 12 棟 (1,679)	7 校 13 棟 (2,109)	7 校 11 棟 (1,654)	31 校 63 棟 (9,549)
米子市	4 校 14 棟 (508)	7 校 14 棟 (530)	4 校 11 棟 (405)	6 校 14 棟 (416)	5 校 11 棟 (407)	26 校 64 棟 (2,266)
倉吉市		1 校 1 棟 (181)	4 校 4 棟 (387)	5 校 5 棟 (448)	5 校 9 棟 (729)	12 校 19 棟 (1,745)
境港市	1 校 2 棟 (487)		1 校 5 棟 (1,697)			2 校 7 棟 (2,184)
若桜町			1 校 1 棟 (263)			1 校 1 棟 (263)
智頭町	1 校 2 棟 (500)	1 校 2 棟 (1,400)				2 校 4 棟 (1,900)
湯梨浜町				1 校 4 棟 (409)	1 校 6 棟 (229)	2 校 10 棟 (638)
伯耆町	1 校 1 棟 (88)	2 校 3 棟 (190)	1 校 1 棟 (148)	1 校 1 棟 (30)		5 校 6 棟 (456)
日野町		2 校 2 棟 (112)	1 校 1 棟 (10)			3 校 3 棟 (122)
江府町			1 校 7 棟 (1,400)			1 校 7 棟 (1,400)
米子市日吉津村 中学校組合	1 校 2 棟 (65)					1 校 2 棟 (65)
概算事業費 (百万円)	3,566	4,602	5,989	3,412	3,019	20,588

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取市	公立学校 施設整備事業	31校 63棟	9,549	23~27	文部科学省	
米子市	同上	26校 64棟	2,266	23~27	文部科学省	
倉吉市	同上	12校 19棟	1,745	24~27	文部科学省	
境港市	同上	2校 7棟	2,184	23~25	文部科学省	
若桜町	同上	1校 1棟	263	25	文部科学省	
智頭町	同上	2校 4棟	1,900	23~24	文部科学省	
湯梨浜町	同上	2校 10棟	638	26~27	文部科学省	
伯耆町	同上	5校 6棟	456	23~26	文部科学省	
日野町	同上	3校 3棟	122	24~25	文部科学省	
江府町	同上	1校 7棟	1,400	25	文部科学省	
米子市日吉 津村中学校 組合	箕蚊屋中学校 整備事業	1校 2棟	65	23	文部科学省	

4. 備考

--

【施設別編】

9号—2 公立小中学校等（屋内運動場）

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強及び改築の必要な学校を早期に整備する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

耐震診断の結果により、学校ごとに優先度をつけて順次、耐震補強及び改築を実施する。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
鳥取市		2 校 2 棟 (368)		2 校 2 棟 (133)	5 校 5 棟 (397)	9 校 9 棟 (898)
米子市	2 校 2 棟 (63)	1 校 1 棟 (392)	1 校 1 棟 (18)		3 校 3 棟 (101)	7 校 7 棟 (574)
倉吉市	3 校 3 棟 (277)		1 校 1 棟 (80)		1 校 1 棟 (76)	5 校 5 棟 (433)
智頭町	1 校 1 棟 (100)		1 校 1 棟 (600)			2 校 2 棟 (700)
湯梨浜町	1 校 1 棟 (100)					1 校 1 棟 (100)
南部町	1 校 1 棟 (137)					1 校 1 棟 (137)
伯耆町		1 校 1 棟 (19)	1 校 1 棟 (43)			2 校 2 棟 (62)
日野町	1 校 1 棟 (46)	1 校 1 棟 (10)		1 校 1 棟 (10)		3 校 3 棟 (66)
概算事業費 (百万円)	723	789	741	159	558	2,970

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取市	公立学校 施設整備事業	9校 9棟	898	24~27	文部科学省	
米子市	同上	7校 7棟	574	23~27	文部科学省	
倉吉市	同上	5校 5棟	433	23~27	文部科学省	
智頭町	同上	2校 2棟	700	23~25	文部科学省	
湯梨浜町	同上	1校 1棟	100	23	文部科学省	
南部町	同上	1校 1棟	137	23	文部科学省	
伯耆町	同上	2校 2棟	62	24	文部科学省	
日野町	同上	3校 3棟	66	23~26	文部科学省	

4. 備考

--

【施設別編】

11号 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

災害時に対策本部、防災拠点となる消防庁舎、避難所指定の施設、県立高校等について、耐震診断を実施し、計画的に耐震補強の整備を行う。

2. 五箇年計画への計上の考え方

1 消防庁舎

耐震診断結果に基づき、消防庁舎の耐震補強並びに移転、全部改築等を目標とし、9か所、概算事業費696（百万円）を計上する。（鳥取県東部広域行政管理組合消防局）

2 避難所指定施設

町の計画に基づき、優先度が高い施設の整備を進める。（三朝町）

3 災害対策本部拠点施設

災害対策本部の拠点施設となる役場庁舎の耐震診断を実施し、庁舎の耐震補強整備を行う。（三朝町）

4 文教施設

県の地域防災計画に基づき、計画的に県立高校の耐震補強整備を行う。（鳥取県）

3. 整備計画

(1) 年次計画

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
社会教育施設耐震改修			2施設 (33)			2施設 (33)
公共施設等耐震化事業 (消防庁舎)				12施設 (703)	3施設 (9)	15施設 (712)
公共施設等耐震化事業 (役場庁舎)			1施設 (109)			1施設 (109)
公共施設等耐震化事業 (県立高校)	10施設 (2,782)	14施設 (3,521)	8施設 (3,531)	1施設 (123)	3施設 (4,487)	21施設 (14,444)
概算事業費 (百万円)	2,782	3,521	3,673	826	4,496	15,298

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
三朝町	三朝町トレーニングセンター	1施設	30	H23~27	文部科学省	
鳥取県東部行政管理組合	消防庁舎耐震補強事業	9施設	696	26~27	消防庁	
三朝町	役場庁舎耐震診断	1施設	109	24~26	消防庁	
三朝町	社会教育施設耐震化事業	1施設	3	H25	消防庁	
鳥取県西部広域行政管理組合	消防庁舎耐震診断及び耐震計画事業	6施設	16	H26~H27	消防庁	
鳥取県	県立高校耐震促進事業	21施設	14,444	23~27	消防庁	
計		39施設	15,298			

4. 備考

--

【施設別編】

13-1号 砂防設備等

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

砂防設備は、砂防事業により流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的として整備する砂防堰堤、床固工等である。現在、土石流対策の要対策対象となる土石流危険渓流は県内で1,626か所あり、これを整備目標とする。

2. 五箇年計画への計上の考え方

土石流危険渓流は、地震時にも土石流等の土砂災害が発生して被害を及ぼす恐れがあるため、早急に整備する必要がある。現在、土石流危険渓流1,626か所のうち、405か所が整備済みである。未着手渓流について、危険箇所点検等を随時行い、緊急度の高い箇所から整備することとしている。本五箇年計画では、土石流等の土砂災害対策が必要な渓流のうち地震防災上重要な181渓流を計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
砂防設備	102か所 (2,233)	28か所 (3,550)	17か所 (3,357)	17か所 (3,353)	17か所 (3,354)	181か所 (15,847)
概算事業費 (百万円)	2,233	3,550	3,357	3,353	3,354	15,847

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取県	砂防事業	181 渓流	15,847	H23~H27	国土交通省	—
計		181 渓流	15,847			

4. 備考

--

【施設別編】

13-2号 保安施設等

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

家屋の密集する地域に隣接する山腹斜面、溪流及び海岸部の森林のうち今後大規模な地震により、著しい土砂災害をもたらす恐れのある荒廃地、山地災害危険地について、治山事業による施設設置により、計画的な復旧予防対策を行うものである。

森林整備に係る危険箇所については、地質による影響を受けやすい尾根地形、急斜面を重点的に整備し、地震に伴う土砂災害を未然に防止するものである。

以上、崩壊危険区域3, 355箇所を長期目標とする。

2. 五箇年計画への計上の考え方

(復旧治山事業)

山腹崩壊地、浸食堆積の激しい溪流について、治山施設整備による復旧整備を行うもの。

(予防治山事業)

山腹、溪流の危険地区、荒廃移行地について、治山施設整備による予防整備を行うもの。

現在、山地災害危険箇所3, 355箇所のうち、1, 182箇所整備済みである。

今後、山地災害危険箇所を含む15箇所について整備していくものである。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
復旧治山	6か所 (242)	7か所 (363)	7か所 (369)	3か所 (174)	1か所 (100)	9か所 (1,248)
予防治山	3か所 (58)	4か所 (115)	3か所 (100)	1か所 (19)	0か所 (0)	6か所 (292)
概算事業費 (百万円)	300	478	469	193	100	1,540

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取県	復旧治山事業	9地区	1,248	H23~H27	林野庁	
鳥取県	予防治山事業	6地区	292	H23~H27	林野庁	
計		15地区	1,540			

4. 備考

--

13-3号 地すべり防止施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地すべり防止施設は、地すべり対策事業により、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設に対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを主たる目的として整備する排水施設、擁壁等である。

現在、地すべり危険箇所は94箇所もあり、19箇所を概成しているが、危険箇所点検等を随時行い、緊急度の高い箇所から整備することとしている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

地すべり危険区域は、地震時にも地すべりが発生して被害を及ぼすおそれがあるため、早急に整備する必要がある。

このため五箇年計画では、地すべり対策が必要な箇所のうち地震防災上重要な3箇所を計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
地すべり防止施設 (国土交通省)	3か所 (96)	(80)	(45)	(30)	(15)	3か所 (266)
概算事業費 (百万円)	96	80	45	30	15	266

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取県	地すべり対策事業	3か所	266	H23~H27	国土交通省	—
計		3か所	266			

4. 備考

--

13-4号 急傾斜地崩壊防止施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

急傾斜地崩壊防止施設は急傾斜地崩壊対策事業により、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを主たる目的として、危険区域内の自然がけに整備する擁壁工、排水工及び法面工等である。

現在、急傾斜地崩壊危険箇所（要対策箇所）は県内で1,352箇所あり、281箇所概成しているが、危険箇所点検等を随時行い、緊急度の高い箇所から整備することとしている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

急傾斜地崩壊危険区域は、地震時にもがけ崩れが発生して被害を及ぼすところであるため、早急に整備する必要がある。

このため五箇年計画では、急傾斜地崩壊対策が必要な箇所のうち地震防災上重要な38箇所を計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
急傾斜地崩壊防止施設	24か所 (634)	8か所 (902)	2か所 (897)	2か所 (895)	2か所 (720)	38か所 (4,048)
概算事業費 (百万円)	634	902	897	895	720	4,048

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取県	急傾斜地崩壊対策事業	38か所	4,048	H23～H27	国土交通省	—
		38か所	4,048			

4. 備考

--

【施設別編】

13-5号 ため池

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

ため池点検の結果、緊急整備の優先度が高いと総合判定された箇所、地元管理者等の負担金了解が得られた箇所より整備することとしている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

老朽化により堤体等が脆弱化し、大規模な地震の発生により、決壊等の恐れがあるため池の被害を予防するため、早急に改修が必要な13カ所を計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
ため池 (農水省)	13カ所 (97)	(継続事業) (189)	(継続事業) (294)	(継続事業) (417)	(継続事業) (222)	13カ所 (1,219)
概算事業費 (百万円)	97	189	294	417	222	1,219

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取県	ため池等整備事業	2カ所	76	H23~24	農林水産省	
鳥取県	地域ため池 総合整備事業	11カ所	1,143	H23~27	農林水産省	
		13カ所	1,219			

4. 備考

--

【施設別編】

14号 地域防災拠点施設等

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

1 県有施設の耐震化

- ・平成18年度に県有施設耐震化の目標時期を定めた鳥取県耐震改修促進計画が策定された。
- ・これに基づき5箇所の総合事務所のうち耐震性に問題のある3総合事務所（西部、中部、八頭）について、平成27年度までの耐震化完了を目標として耐震改修工事を実施しているところである。

2 町有施設の耐震化

- ・市町村の耐震改修促進計画に基づき、町有特定建築物の耐震化を計画的に推進する。
- ・今回計上する岩美町は、平成30年度までに町有特定建築物の全てを耐震化する計画

3 河川防災ステーション

- ・鳥取県中部圏域においては、水防・消防活動の拠点となる施設がなく、災害時等の迅速な対応が困難な状況にある。

このため、圏域中央に位置する倉吉市福守町地内で計画している「天神川河川防災ステーション」整備にあわせて、第4次地震防災緊急事業五箇年計画において、その拠点施設となる「倉吉市防災センター（仮称）」を整備することにより、迅速かつ的確に水防・消防活動を行うもの。

2. 五箇年計画への計上の考え方

1 県有施設の耐震化

- ・総合事務所は、大規模地震発生後の防災拠点と位置づけられており、利用者の安全確保の観点からも、耐震安全性を確保することは重要な課題である。
- ・中部総合事務所について平成23年度に耐震補強事業を実施中であり、当該事業を本計画に計上する必要がある。

2 町有施設の耐震化

- ・当該施設は、町有の屋内運動場として小中学生、一般の方に多く利用されており、利用者の安全性の確保、災害発生時の避難所等としての利用のため、早急に耐震化を行う必要性がある。

（岩美町立町民体育館の概要）

建築年月：昭和54年6月

延床面積：2,097.74㎡

岩美町地域防災計画での位置付け：避難所として利用できる施設として記載

3 河川防災ステーション

- ・「倉吉市防災センター（仮称）」は、防災ステーション内に建設する建物であり、国・県・市等の関係機関が持つ災害情報について、当施設の情報通信室に光ケーブル等を介し速やかに情報を得ることで、災害本部と連携しながら、水防・消防活動最前線の現場を指揮・統括する拠点基地とする。特に、河川管理施設の災害時においては、緊急対応を要する中で、災害本部との速やかな連携が図れ、かつ、防災ステーション内にある建物という立地条件により備蓄資材を容易に把握できるため、応急復旧工事現場との迅速な連絡調整が可能となる。

また、当施設内（屋内）で備蓄する土のう袋等の購入水防資材及び防災ステーション内（屋外）に備蓄する土砂等の水防資材等を活用し、迅速かつ的確に応急復旧工事を実施するものである。

なお、国土交通省と鳥取県では、災害時における相互協力に関する基本協定を締結しており、中部圏域において主たる河川である由良川等での災害時には、迅速な水防活動による減災効果が十分に期待される。

あわせて、中部圏域においては、水防・消防防災体制を促進する広域訓練施設がないため、訓練の場としても活用することにより、自主防災組織の充実・強化を図ることとしている。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
地域防災拠点施設	1 箇所					1 箇所
地域防災拠点施設		1 箇所				1 箇所
防災センター	← 1 箇所 →					1 箇所
概算事業費 (百万円)	451	244	10			705

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取県	総合事務所耐震補強整備事業	1 箇所	440	H23	国土交通省	
岩美町	社会資本整備総合交付金 住宅・建築物安全ストック形成事業	1 棟 (2,097.74 m ²)	39	24	国土交通省	
倉吉市	防災センター整備事業	1 箇所	226	23~25	国土交通省	

4. 備考

--

【施設別編】

15号 防災行政無線設備

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

防災行政無線設備を整備し、災害時の情報伝達収集を迅速に行うことで、地震、津波、風水害等の災害による被害を軽減することができる
このため、老朽化した設備の更新と、デジタル化を併せて行う。

2. 五箇年計画への計上の考え方

五箇年計画では、6市町村計8か所、概算事業費4,087(百万円)を計上し、老朽化した設備の更新と未整備地域の整備及びデジタル化を行う。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
市町村防災無線通信設備	1 か所 (534)	3 か所 (1,038)	2 か所 (1,165)	1 か所 (550)	1 か所 (800)	8 か所 (4,087)
概算事業費 (百万円)	534	1,038	1,165	550	800	4,087

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
米子市	防災行政無線事業	1 か所	1,300	H24~27	消防庁	
倉吉市	消防防災施設整備費補助金	1 か所	1,337	H23~24	消防庁	
岩美町	防災行政無線デジタル化事業	1 か所	500	H24~25	消防庁	
三朝町	防災行政無線事業 (同報・移動系)	1 か所	400	H24~25	消防庁	
大山町	消防防災施設整備事業	2 か所	350	H26~27	消防庁	
南部町	防災行政無線事業 (同報・移動系)	2 か所	200	H24~25	消防庁	—
合計		8 か所	4,087			

4. 備考

--

【施設別編】

16号 水・自家発電設備等

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

水道施設については、県民生活に必要不可欠なものであり、災害に強い施設の整備や既存の施設の耐震化等が強く求められているところである。

しかしながら、平成21年度末の県内基幹管路の耐震化適合率は16.0%、基幹施設である配水池で25.5%と、いずれも全国平均と比べて低い水準となっている。

このような状況の中で、水道施設の耐震化を進めていく必要があると考えている。

また、災害時の飲料水等を確保するため、老朽化したプールを、計画的に浄水機能付プールに改修する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

1 水道施設

県としての水道事業が無いため、管内各水道事業者を指導監督する。

簡易水道において、平成28年度中を期限として進めている上水道事業との統合事業と併せた整備を推進する。

(鳥取市(簡易水道))

配水池の整備 18箇所

※上水道への統合と併せて実施

2 浄水機能付プール

市町村の整備計画に基づき計画に計上する。(江府町 1施設)

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
簡易水道等配水池整備 (東部地区)						6箇所
同上 (南部地区)						10箇所
同上 (西部地区)						2箇所
江府町民プール改築工事						1箇所
概算事業費 (百万円)	64	90	244	124	142	664

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
鳥取市	荒舟 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	28	23	厚生労働省	—
鳥取市	国府 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	100	24~25	厚生労働省	—
鳥取市	福部中央 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	44	25	厚生労働省	—
鳥取市	上野 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	6	23	厚生労働省	—
鳥取市	猪子 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	120	26~27	厚生労働省	—
鳥取市	上地 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	22	25~26	厚生労働省	—
鳥取市	江波 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	20	24	厚生労働省	—
鳥取市	屋住 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	30	23	厚生労働省	—
鳥取市	用瀬 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	27	26~27	厚生労働省	—
鳥取市	津無 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	24	25~26	厚生労働省	—
鳥取市	畑 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	4	25	厚生労働省	—
鳥取市	余戸 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	22	26~27	厚生労働省	—
鳥取市	口佐治 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	22	26~27	厚生労働省	—
鳥取市	社 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	3	27	厚生労働省	—
鳥取市	つく谷 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	3	27	厚生労働省	—
鳥取市	大水 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	3	27	厚生労働省	—
鳥取市	八葉寺 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	20	27	厚生労働省	—
鳥取市	上露谷 簡易水道整備事業	配水池 1 箇所	13	27	厚生労働省	—
江府町	江府町民プール改築 工事	1 箇所	153	25	文部科学省	—

4. 備考

--

【施設別編】

17号 備蓄倉庫

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

災害発生時における物資の配布効率などを考慮し、既設施設の有効活用や新設により、備蓄倉庫の分散を図る。

2. 五箇年計画への計上の考え方

分散備蓄を図るため、新規整備する備蓄倉庫1か所、概算事業費8(百万円)を計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
備蓄倉庫					1か所 (8)	1か所 (8)
概算事業費 (百万円)					8	8

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
伯耆町	防災基盤整備事業 (単独)	備蓄倉庫 1か所	8	H27	消防庁	
計		1か所	8			

4. 備考

--